別表八(一)
「５」、「20」、「15」又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表八(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

「35」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含めます。

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

「５」欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(当年度実績により負債利子等の額を計算する場合)を適用している場合※

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第67条の７第１項」
② 「区分番号」欄：「00279」
③ 「適用額」欄：「５」欄の金額

※ 平成27年４月１日前に開始した事業年度

「20」欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合)を適用している場合※

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第67条の７第１項」
② 「区分番号」欄：「00279」
③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

※ 平成27年４月１日前に開始した事業年度

「15」又は「32」欄

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合※

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の７第１項」
② 「区分番号」欄：「00583」
③ 「適用額」欄：「15」又は「32」欄の金額

※ 平成27年４月１日以後に開始する事業年度

法人株式等又は関連法人株式等	負債利子等の額の計算	連結法人に支払う負債利子等の額	4		法人株式等	負債利子	特別利子の額	20	
		特別利子の額	5				国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」のうち多い金額)	21	
		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」のうち多い金額)					超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	22	
		超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)					計 (24)		
		計 (3)－(4)－(5)－(6)＋(7)				算	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (23)×(26)	27	円
		総資産価額(36の計)					受取配当等の額(別表八(一)付表「14の計」)	28	
		期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額(37の計)	10				31日までの間株式等に係る	29	
		受取配当等の額から (8)×(10)/(9)	11				割合(端数切捨て)	30	
		控除する負債利子等の額 (8)×(9)	14				負債利子等の額 (23)×(30)	31	円
非支配目的株式等に係る受取配当等の額(別表八(一)付表「14の計」)			15		非支配目的株式等に係る受取配当等の額(別表八(一)付表「14の計」)			32	
受取配当等の益金不算入額 (1)＋((2)－(11))＋((12)－(14))×50%＋(15)×(20%又は40%)			16		受取配当等の益金不算入額 (17)＋((18)－(27))＋((28)－(31))×50%＋(32)×(20%又は40%)			33	

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (34)－(35)	期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額	
					株式及び出資等	受益権の帳簿価額 × 50又は25/100
	34	35	36	37	38	39
前期末現在額	円	円	円	円	円	円
当期末現在額						
計						

法 0301－0801